

## 6 補助対象製品等

補助金の対象となる支援メニュー別の製品（以下、「製品等」）は以下のとおりです。

No.	項目	具体例
1	設備更新・省エネ 機器導入支援 (漁業者)	社) 海洋水産システム協会による水産用型式認定基準合格機種一覧表に記載があるもの 【具体例】 ・環境保全型ガソリン船外機関 ・水産電子機器関係（魚群探知機・漁業用ソナー） ・LED 集魚灯設備 など ※ <u>中古の装置・機械等は対象外です。</u> ※ <u>補助金を活用して船外機等を購入する際は、「漁業近代化資金」の借入は出来ません。</u>
2	設備更新・省エネ 機器導入支援 (養殖業者)	・温水ボイラー ・揚水ポンプ機 ・養殖用水車及び付随するモーター ・配電盤 ・非常用発電機 ・循環ろ過装置 ・高濃度気体置換溶解装置 ・フォークリフト ・油圧ショベル、運搬車、草刈機等、その他養殖池の整備に使用する機械で、導入・更新することで省エネルギー、ランニングコストの低減に資する機械 ※ <u>中古の装置・機械等は対象外です。</u>
3	設備更新・省エネ 機器導入支援 (浜名漁協各地区 運営委員会)	浜名漁協が所有する製氷冷蔵施設、冷凍冷蔵施設の改修費用の内、浜名漁協の規定に基づき、浜名漁協各地区運営委員会に受益者負担として請求された費用
4	農業中心経営体省 エネ支援	以下の（１）～（３）に区分された、装置・機械等を、省エネルギー、ランニングコストの低減を目的とした導入・更新 （１）園芸施設及び畜舎等への設置する装置・機械の導入及び更新 【具体例】 ・高効率暖房機、ヒートポンプ、栽培用 LED 電照設備、栽培用木質ペレットボイラー、循環扇、換気扇等 ※ <u>中古の装置・機械等は対象外です。</u> <u>太陽光パネルの設置は対象外です。</u> <u>カーテン・被覆材等の「資材」の購入は対象外です。</u> （２）圃場の耕耘、播種、定植、栽培管理、収穫、収穫物の調整、貯蔵、出荷等で使用する農業動力機械等の導入及び更新 【具体例】 ・コンバイン、トラクター、運搬機、運搬車、選果機、保冷库、フォークリフト、ドローン等 ※ <u>中古の動力機械等は対象外です。</u> （３）農業用動力機械へ取り付けて使用する付属装置(アタッチメント)の導入 【具体例】 ・トラクターに取り付けて使用する各種アタッチメント (畝立て機、肥料散布機、草刈機 等) ※ <u>中古の付属装置は対象外です。</u> <u>農業動力機械の修繕のための、消耗品や部品等は対象外です。</u>